

指 名 停 止 措 置 の 概 要

- 1 指名停止措置業者名 : 新明和工業株式会社(法人番号7140001082323)
業者の住所 : 兵庫県宝塚市新明和町1-1
- 2 指名停止措置期間 : 令和7年7月22日 から 令和7年9月21日 まで(2か月)
- 3 指名停止措置の範囲 : 青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県及び福島県
- 4 事 実 概 要 : 上記有資格業者は、公正取引委員会により、令和7年3月24日、建設業者が発注する特定エレベーター方式PS設置工事において、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていた違反事業者、排除措置命令及び課徴金納付命令の対象事業者として公表された。
- 5 指名停止措置理由 : 上記事実は、「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領」付表第2第5号(独占禁止法違反行為)に該当するため、指名停止措置を行うものである。

○ 指名停止措置要領(抄) 付表第2

措 置 要 件	期 間
(独占禁止法違反行為) 5 対象区域内において、業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、工事請負契約等の相手方として不適当であると認められるとき(次号及び第12号に掲げる場合を除く。)	当該認定をした日から 2月以上9月以内